福岡広域都市計画 地区計画の決定 (新宮町決定)

緑ケ浜北地区地区計画を次のように決定する。

名 称		緑ケ浜北地区地区計画			
位 置		新宮町緑ケ浜2丁目の一部			
面積		約 1. 1 ha			
地区計画の 目 標		本地区は新宮町の全域では北西部の市街地部の北端に位置し、西を旧西鉄宮地岳線、東を国道 495 号、南を既存の住宅地に囲まれ、北は古賀市に隣接する。JRししぶ駅に近接するという高い利便性を備えた地区であり、民間企業の宅地開発事業により、良好な低層住宅地が計画されている。本地区計画は、本町の基本概念である「環境共生のまちづくり」を尊重し、自然な環境整備を図りつつ、高い利便性を活かした良好な市街地の形成を図ることを目的とする。			
区備及の開保針	土地利用の 方 針	用途の混在や敷地の細分化を防ぎ、良質な低層住宅地として、秩序ある土地利用を目指す。			
	地区施設の 整 備 方 針	安全かつ快適な道路・公園・緑あふれる住環境の創出のため、緑地・緑道を計画的に配置し、住民の利便性と安全性に配慮した整備を行う。			
	建築物等の整備 方針	【低層住宅地区】 良好な住宅地の形成と保全を図るため、建築物等の用 途、配置、高さ等の制限を定める。			

			名	称	規	模		
	地区施設の配置 及び規模		区画道路	(6m)	L=約	353.8m		
			緑道		L=約	53. 22m		
			公園		L=約	340. 22 m²		
			緑地		L=約	139. 5 m²		
		地 区 の 区 分 名称及び面積	低層住宅地区 約 1.1 h a					
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。					
			1. 1戸建	ての住宅				
			2. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもの のうち、建築基準法施行令(以下「令」という。)第130条 の3で定めるもの					
地区	建		3. 令第130条の4第1項第2号から第5号で定める公益上必要な建築物					
整備	築 物		4. 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)					
画	等に関	壁面の位置の制 限	は1m以上	とする。ただ	し、外壁の後退距離の	敷地境界線までの距離 の限度に満たない距離 いずれかに該当する場		
	する		1. 外壁又	はこれに代わ	る柱の中心線の長さの	の合計が3m以下であ		
	項				する用途に供し、軒(合計が5㎡以内である	の高さが2.3m以下 ること。		
		建築物等の敷地 面積の最低限度	2 0 0 m²					
		建築物等の高さ の最高限度	1 0 m					
	•	軒高の最高限度	7 m					
		建築物等の容積 率の最高限度	80%					
		建築物等の建ペ い率の最高限度	50% ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは10分 の6以下とすることができる。					

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

